

第41回交通安全コンクール

実施要綱

公益社団法人岩手県トラック協会

第41回 岩手県トラック協会交通安全コンクール実施要綱

1. 目的

このコンクールは、会員事業者が管理者並びに従業員と一丸になって交通安全の諸対策に積極的に取り組むことにより、交通安全思想の普及を図ることを目的とする。

2. 実施期間

令和5年9月1日から令和6年2月末日までの6ヶ月間

3. 主催

公益社団法人岩手県トラック協会

4. 参加事業所

公益社団法人岩手県トラック協会 会員事業所（営業所単位）

5. 重点項目

- (1) 目視及びアルコール検知器を用いた対面点呼等による飲酒運転の防止
- (2) 追突及び交差点事故防止対策の徹底
- (3) 「改善基準告示」に則った運行の徹底による過労運転の防止
- (4) 車輪脱落事故および車両火災防止対策等車両管理の徹底
- (5) 健康に起因した交通事故の防止
- (6) 運輸安全マネジメントの完全実施

6. 表彰基準

コンクール期間中（「2. 実施期間」）に下記（1）～（4）全てに該当する会員事業所

- (1) 第1当事者となる以下の交通事故が無いこと
 - ①死亡事故
 - ②人身事故（怪我の重さは関係なし）
 - ③飲酒運転・酒気帯び運転、無免許運転、薬物使用運転による事故
 - ④危険物、火薬類等が飛散し、又は漏えいした等の事故
 - ⑤車両の転覆（道路上で35度以上傾斜）、転落（路外逸脱、落差0.5m以上）
 - ⑥火災（積載物の火災を含む）、踏切事故
 - ⑦健康状態に起因する事故又は運行の中断
 - ⑧車両故障（自動車の装置等の故障）による事故又は運行の中断
 - ⑨その他「自動車事故報告規則」に基づく報告対象となる事故
- (2) 交通違反が無いこと
飲酒運転、無免許、無資格運転、過労運転（病気・薬物使用等含む）等の違反
- (3) 運輸局・労働局・警察から行政処分又は刑事処分を受けていないこと
- (4) 重点項目（「5. 重点項目」）に関して積極的な対策を実施し、他の模範と認められる事業所であること

7. 表彰申請

- (1) 期間終了後、表彰基準に該当する事業所は、別紙様式1「交通安全コンクール表彰申請書」並びに様式2「重点項目に関する実施報告書」を3月15日までに所属する地域の支部長宛てに提出する。
- (2) 支部長は、前項の申請があった場合、その内容を確認し、表彰推薦に値すると認められるときは3月末日までに協会長に表彰推せんする。

8. 表 彰

各支部から推せんのあった表彰該当事業所について、通常総会において会長名により表彰する。

9. 表彰の取消し

各支部から推せん後、または表彰後に虚偽の申請であることが明らかになった場合、推せん及び表彰を取消し、翌年度より3年間は表彰を行わないものとする。